

一般社団法人 ジオシンセティックス変形抑制工法研究会
会 則

2010年3月9日

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人ジオシンセティックス変形抑制工法研究会と称する。なお、本会の略称をSECURE(Stabilized Embankment Construction Utilizing Reinforcement)研究会とする。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都文京区湯島 2-10-10 マキノビル 3F エターナルプレザーブ株式会社内に置く。

(目的)

第3条 本会は、ジオシンセティックスを用いた土構造物の変形を抑制する工法の研究開発及び普及を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) ジオシンセティック変形抑制工法の提案・具現化
- (2) ジオシンセティックスの変形抑制機能の解明
- (3) 液状化変形抑制工法（以下略称をSECURE-G工法とする＝SECURE-Gravel）の設計・施工マニュアルの作成と公共機関による認定取得
- (4) SECURE-G工法等の適用範囲の研究
- (5) SECURE-G工法等のジオシンセティックの必要機能明確化と認定リスト作成
- (6) SECURE-G工法等の市場調査・分析
- (7) SECURE-G工法等のホームページ・協会活動レポート等による普及・宣伝
- (8) 講演会や研究会等の開催及び関係資料の刊行
- (9) 知的財産の管理
- (10) SECURE-G工法等の施工情報管理、台帳製作及びその維持管理
- (11) SECURE-G工法等の特許実施料の請求・取得・支出管理
- (12) SECURE-G工法等の海外市場への設計等の技術支援
- (13) ジオシンセティックスを用いた工法に関するその他の事業

(公告)

第4条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員及び社員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の5種とする。

- (1) 正会員 本会に関する事業又は業務を行っている個人又は法人
- (2) 特別会員 本会の趣旨・目的に賛同する学識経験者等の個人又は法人で、役員会の推薦により本会が依頼する会員である。任期は依頼時に定める。
- (3) 賛助会員 本会の趣旨・目的に賛同する個人又は法人。
- (4) 施工会員 SECURE-G工法等を施工する法人
- (5) 一時会員 SECURE-G工法等を施工する法人で1工事限りの会員

(社員)

第6条 当法人の社員は、第5条の(1)から(4)の会員の中から3名以上の会員の推薦を受け、社員総会の3/4以上の決議によって選出し、これを一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を事務局に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第8条 本会の会員は、役員会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 本会の設立時における入会金及び年会費については、当面下記のとおりとする。

- (1) 入会金は正会員(法人)50万円、正会員(個人)1万円、特別会員は無料、賛助会員(法人)3万円、賛助会員(個人)5千円、施工会員15万円とする。ただし、正会員(法人)に所属する正会員(個人)は無料とする。
- (2) 年会費は正会員(法人)10万円、正会員(個人)1万円、特別会員は無料、賛助会員(法人)1万円、賛助会員(個人)3千円、施工会員5万円、一時会員50万円とする。ただし、正会員(法人)に所属する正会員(個人)は無料とする。

(会員の権利)

第9条 本会の会員の権利は次のとおりとする。

- (1) 会員は本工法に関する技術資料の提供及び指導を受けることができる。
- (2) 正会員、施工会員及び一時会員はSECURE-G工法等の実施権許諾を得ることができる。

(会員の義務)

第10条 本会の会員は、次の義務を負う。

- (1) 本会の事業に参画する。
- (2) 本会の事業に関する情報の収集提供を行う。
- (3) SECURE 工法等に関する新しい発明、改良があった場合には、その取扱いについては別途協議する。

(退会)

第11条 会員は、役員会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 本会は会員が次の各号の一に該当するときは、役員会の議決を得てこれを除名することができる。

- (1) 本会の目的もしくは事業を妨げ、又は本会の名誉を傷つける行為をしたとき。
- (2) その他本会の会員として義務を怠ったとき。

(会員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が1年以上なされなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 会員総会

(種類)

第14条 本会の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

第15条 会員総会は、正会員、特別会員、賛助会員及び施工会員をもって構成する。

2 会員総会における議決権は、正会員(法人)1社につき5個、その他の会員は1個とする。ただし、正会員(法人)に所属する正会員(個人)の議決権は無いものとする。

(権限)

第16条 会員総会は、次の事項を決議する。

(1) 役員会において会員総会に付議した事項

2 会員総会においては、社員総会の決議事項についての報告に対して、意見・提案を求める。また、その他の事項においても会員総会からの意見・提案は重要事項として研究会活動に反映させる。

(招集)

第17条 会員総会の招集は、役員会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2 会員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。

(決議の方法)

第18条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって行う。

(議長)

第19条 会員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該会員総会において議長を選出する。

(議事録)

第20条 会員総会の議事については、議事録を作成する。

第4章 社員総会

(種類)

第21条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

第22条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第23条 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 社員の選出並びに理事及び監事の選任

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 定款の変更

(5) 前各号に定めるものの他、一般法人法に規定する事項

(招集)

第24条 社員総会の招集は、役員会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第25条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

(議長)

第26条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第27条 社員総会の議事については、議事録を作成する。

第5章 役員 等

(役員)

第28条 本会には役員として理事、監事及び代議員を置き、その定数は下記のとおりとする。

- (1) 理事 2名以上
- (2) 監事 2名以内
- (3) 代議員 ~若干名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代議員は、会員の推薦を受け、役員会の決議によって選任する。
- 3 代表理事は役員会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第30条 代表理事は、本会を代表し、本会の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(任期)

第32条 理事、監事及び代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

第6章 役員会

(構成)

第33条 本会に役員会を置く。

2 役員会は、すべての役員をもって構成する。

(権限)

第34条 役員会は、次の職務を行う。

- (1) 会務の執行に関する重要事項。
 - ・会員総会・社員総会に付議すべき事項。
 - ・会員総会・社員総会にて委任された事項。
 - ・会則の変更事項。
 - ・その他代表理事が特に必要と認める事項。
- (2) 技術活動並びに普及及び広報に関する活動の計画と推進

(招集)

第35条 役員会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第36条 役員会の決議は、決議に加わることができる役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第37条 役員会の議事については、議事録を作成する。

第7章 会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、役員会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ活動することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第40条 本会は次の資金によって運営される。

- (1) 会員の入会金及び会費
- (2) 施工会員及び一時会員からの研究会協力金
- (3) **SECURE-G** 工法等の特許事務手数料
- (4) その他の収入

第8章 附則

(委任)

第41条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会の議決により別に定める。

(最初の事業年度)

第42条 本会の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から平成23年1月31日までとする。